



SGリテールFP横浜様で「任意後見」の講演を開催いたしました。



「講演の風景。30名の方が
ご参加くださいました。」

SGリテールFP横浜様からのご依頼により、10月17日(水) 18:30~20:30
かながわ県民活動センターで出張講演させていただきました。

「自己決定権の尊重」の観点から、認知症になる前に準備する
「任意後見」の価値や有用性について詳しくお話させていただきました。

今回は、講演の途中で質問を受け付けて回答するという形式にいたしました。
「任意後見」という言葉を初めて聞いた方とは思えないほど、鋭い質問や、
皆さまFPの資格をお持ちなので、数字に関する質問などが多数ございました。
あっという間の2時間でした。

ー セミナーでお伝えしたこと ー

今回のセミナーは、参加者全員がFP資格(AFP, CFP)をお持ちの方々でしたので、お金のことにすることよりも、
「任意後見」の法的特長や、価値を中心にお話させていただきました。

主なポイントは、

- 1、「任意後見」は特別法で定められた制度であること
- 2、「任意後見」は契約制度であること
- 3、「代理権目録」には投資についての記載ができないこと
- 4、「任意後見受任者」は複数名でもかまわないこと
- 5、「任意後見契約書」は公正証書にすること

また、FPの皆さんの活躍場としてお伝えしたのは、

- 1、財産目録一覧の作成サポート
- 2、財産が委任者のために使われるよう、ケアマネ等と計画するサポート

それから、最も重要なこととしてお伝えしたのは、
「一度、法定後見を結ぶと、例え被後見人に判断能力が残っていても
任意後見にくつがえすことが困難である」ことです。

つまり、現状では、
「自己決定権の尊重」
「残存能力の活用」は有名無実だと言うことです。

FPの皆さまのご活躍に期待しています。



佐々和亮 理事長

特定非営利活動法人

任意後見利用促進協会®